

令和8年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金の公募について

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。また、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日厚生労働省策定）において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。特に、業務時間削減効果が確認されている見守り機器・介護ソフト・インカムについて、小規模事業者も含めより広く事業者へ普及させるため集中的に支援する。

2 補助事業の概要

(1) 補助対象者

愛媛県内に所在する介護サービス事業所・養護老人ホーム・軽費老人ホームを運営又は開設する者のうち交付要綱第2条に定める要件を全て満たすもの。

(2) 補助対象事業

① 介護テクノロジー等の導入支援

ア（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」で「介護テクノロジー」として選定された機器等（申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等も含む。）

※上記介護テクノロジーの導入に付帯して必要となる経費（Wi-Fi環境整備費用、PC・タブレット端末購入費用等）は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。

イ アの他、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる県が判断した機器

<認められる機器>

・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）

② 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

上記①アの介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入支援

<例>

・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
・「介護業務支援」に該当する複数の機器
・介護ソフト＋インカム

③ 導入支援と一体的に行う業務改善支援

厚生労働省が定める生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（コンサルティング会社等）から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）②業務改善に係る助言・指導等 ③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用について補助

(3) 補助率及び補助限度額等

① 補助率…いずれの事業も4/5

②補助限度額

ア 介護テクノロジー等の導入支援

対象経費の種類	補助限度額
① 「移乗支援（装着型・非装着型）」 「入浴支援」に掲載されているテクノロジー ② 「介護業務支援」に掲載されているインカム ※①②と機能等が同水準と県が判断した機器等も含む	100万円 (1機器当たり)
① 「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト ※①と機能等が同水準と県が判断した機器等も含む ② バックオフィスソフト	次表(※1)による
上記以外のもの	30万円 (1機器当たり)

(※1) 介護ソフト及びバックオフィスソフトの補助限度額

職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、以下に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律 **250万円** (定着促進費用(※2)が含まれる場合は **265万円**) を基準額とする。

(訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所であって、令和8度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。)

職員数	基準額(1事業所当たり)	定着促進費用(※2)が含まれる場合
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

イ 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援・・・**1,000万円** (1事業所当たり)

介護ソフトの定着促進費用(※2)が含まれる場合は**1,015万円**

ウ 導入支援と一体的に行う業務改善支援・・・**48万円** (1事業所当たり)

(※2) 定着促進費用・・・介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等

3 申請にあたっての留意事項 (※詳細は、実施要領第4条を参照)

○ 県の交付決定前に発注・購入した機器については、補助対象外とします。

4 補助金交付申請の受付期間・交付決定など

○ 受付期間：令和8年6月12日(金)～令和8年7月17日(金) (当日消印有効)

○ 受付期間終了後に、申請内容を審査した上で交付を決定します(先着順ではありません)。

○ 申請書等は、個々の事業所ではなく、法人単位でご提出ください。様式はホームページに掲載しています。

○ 予算の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。

○ 申請額が予算額を超過した場合、以下事業所等を優先的に補助します。

- ① 見守り機器・介護ソフト・インカムのいずれかを導入する事業所等
- ② 過去に本補助金を活用したことがない事業所等

【県ホームページ】 <https://www.pref.ehime.jp/page/80580.html>

【申請書等提出先・問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
長寿政策係 TEL:089-912-2446
介護研修係 TEL:089-912-2338
FAX:089-935-8075

